

幼稚園・保育所における特別支援体制づくり

田 中 良 三

はじめに

2007（平成19）年度から、特殊教育から特別支援教育の制度に転換して2年目に入る。本論集の前前号（第55号）で、特別支援教育の制度化に向けた愛知県における特別支援教育推進体制事業とそこで明らかになった通常学級に在籍する軽度発達障害児の実態と対応について論じた¹⁾。そして、前号（第56号）で、愛知県稲沢市の小・中学校を例に地域における特別支援教育体制づくりについて検討した²⁾。

本論は、幼稚園・保育所における特別支援体制づくりについて、愛知県高浜市の先進的な取り組みを対象に検討する³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾。

1 高浜市における就学前の特別支援組織体制

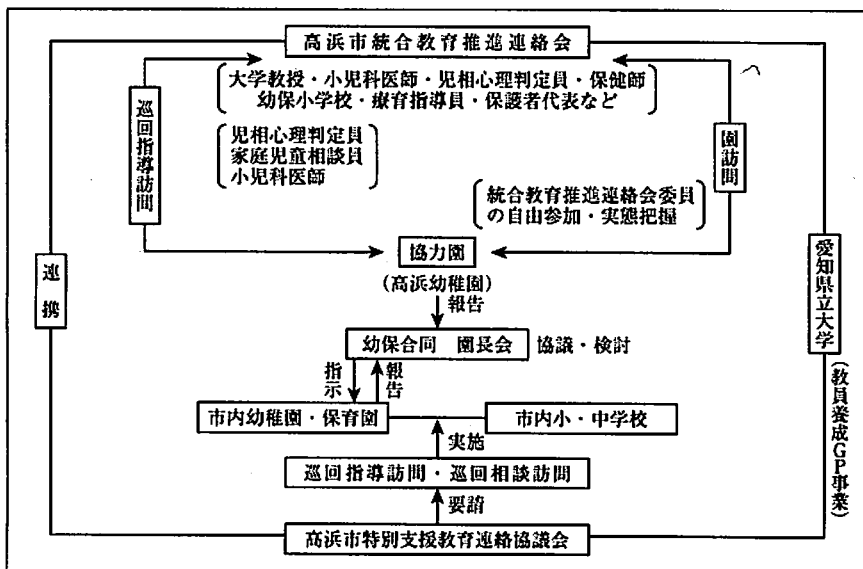
高浜市は、愛知県の南西に位置し、面積が13平方km、人口44,703人、16,880世帯のコンパクトな市である。昔から瓦製造業が盛んで、養鶏業・農業にも従事する人が多かった。しかし、近年、その様子は一変し、車製造業関連に働く人が多くなり、その職種は会社員がほとんどである。そのなかで、小学校が5校2,982名（特別支援学級は5校に設置、計7学級に22名）、中学校が2校1,383名（特別支援学級は2校に設置、計2学級に11名）である。そして、就学前の保育所が公立4カ所、私立2カ所、幼稚園が公立4園、認定子ども園が私立2園である（平成20年10月1日現在）。

高浜市では、平成15年度までは指定された保育所のみで障害のある幼児を受け入れ（指定園方式）てきたが、平成16年度からすべての保育所で障害のある幼児の受け入れ（全カ園方式）を図った。また、幼稚園では、積極的に障害のある幼児を受け入れてこなかったが、近年、入園決定後に心理的、情緒的に不

安定で障害の疑いのある幼児が見受けられるようになってきたことから、その対応として加配の教諭を配置してきた。

平成16年度から保育所では、入園審査会（高浜市統合保育審査委員会）において専門家の意見を聴いて入園決定をし、統合保育の可否を検討してきている。平成18年度の入園審査会（統合保育審査委員会）では入園願書提出者227名中13名（うち障害と診断された幼児は1名）が対象で約5%の幼児についての審査が行われた（入園審査の資料となる「入園申込幼児調査票」(表1)と「入園面接個人表」(表2)）。平成20年度の入園審査会（統合保育審査委員会）では入園願書提出者207名中15名（う障害と診断された幼児は2名）が対象で約7%の幼児についての審査が行われた。

平成17・18年度、高浜市は「幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究事業」の指定を受けた。研究協力園では、「一人ひとりに応じた指導をする中で、集団による育ち合いを促す学級経営のあり方」をテーマに健常児も障害児も互いに育ち合うことができるよう、幼稚園で統合保育を推進するための事業を行ってきた。下図は、この事業の推進母体である高浜市統合教育推進連絡会と関係機関との連携を示したものである。



(表1)

入園申込幼児園クラス表

—

ふりがな	生年月日	性別	男・女	学級 (4月18日現在)	園児
姓 名	位	所 属	高 級 部	町	丁 口
電話番号					電話番号

A お子さんの出生年月日のことについては書き添えてください。あてはまる事項を○印で記入、またはお書きください。

妊婦やお母さんは病気をおなましたか。	はい	いいえ	はい (産前中産) はい(つわり、三日はしか、その他)	()
新生児期に病気をおなましたか。	はい	いいえ	はい (分枝痘、肺炎、気管炎、その他)	()
大さな病気をおなましたことありますか。	はい	いいえ	はい ()	()
出生時の体重	g		現時のある言葉を話し始めるとき	か月
目のすわり	か月	か	歩き始め	か月
お子さんの日常生活にかかわってください。	e		f	

B 園児をお預けしたことがありますが、あてはまる事項を○印で記入してください。(4か月以降・1歳0か月以降・3歳以降) (年齢、性別は必ず記入してください。)

園児をお預けしたことがありますが、あてはまる事項を○印で記入してください。(4か月以降・1歳0か月以降・3歳以降)	男	女	月	年	日
---	---	---	---	---	---

C 園児の状況…あてはまる事項を○印で記入してください。

音 声	発達に遅れる	スピーチで遅れる	スピーチで遅れる	スピーチで遅れる	片言・単語で話すことはできない	話すことはできない	話すことはできない
食 事	はしを使っている	スプーンで食べる	スプーンで食べる	スプーンで食べる	スプーンで食べる	スプーンで食べる	スプーンで食べる
歩 出	歩いている	歩いている	歩いている	歩いている	歩いている	歩いている	歩いている
着 脱 衣	自分で着脱している	自分で着脱している	自分で着脱している	自分で着脱している	自分で着脱している	自分で着脱している	自分で着脱している
お 人 間 様	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ	誰かの子と遊ぶ

D 電話連絡の依頼はありますか。

あり ()	なし
--------	----

E 身体発達状況…あてはまる事項を○印で記入してください。

一般的健康	健康である	病気が多い	健康()
ひきつけ	なし・年数回	月1〜2回	週2〜3回
けいれん	発症に当たらない	年 月 日	
視 力	普通	弱視	斜視(0.8以上)
聴 力	聴覚白痴(0.8未満)	重	
歯 列	普通	歯列不正	その他

F 行動の状況…あてはまる事項を○印で記入してください。

他人をいじめる、かみつきなどをする	はい	ときどき	いいえ
本物の犬や猫を飼ったが、こわがる			
電車に乗らなかつた			
目を離すと泣く			
おにぎりを食べない			
歯を磨かない			
目、鼻に目薬をかける			
人とおもてあそびがたがたない			
人と遊ぶときは目線が合わない			
質問時、または話しているときに目線が合わない			
ひとつの物(車)へのこだわりが強い			

G 園児から見たお子さんの発達や性格、またその進捗にたいしての感想を記入してください。

高浜市統合教育推進連絡会（年4回開催）は、大学教授を始め児童相談センター心理判定員、保健所保健師、市立病院小児科医師、保健センター保健師、家庭児童相談員、学校関係者、療育指導員、幼稚園教諭など17名で構成される。委員は研究協力園を訪問し、研究協力園での幼児の生活、教諭の援助、研究協力園の環境などについて自由に参観し、参観終了後に、障害のある幼児についての問題点・課題・方向性などを研究協力園の職員と話し合い、連絡会での話し合いの参考とした。また、委員のうち、児童相談センター心理判定員と家庭児童相談員、市立病院小児科医師は、研究協力園の巡回指導訪問にあたった。事前に資料を作成して指導者に配布し、保育観察の後ケース検討を行った。

幼稚園・保育所の職員は、市内の心身障害児福祉施設を訪問し、療育指導員の療育の方法を学んだり、その後ケース検討を行い、指導・援助方法を話し合ったり、意見交換を行い、障害のある幼児の援助の仕方について連携を深めた。また、障害児（者）地域支援療育等支援事業園訪問で行われる各園の園訪問に参加し、障害のある幼児に対する援助の仕方や指導方法を学んできた。

いっぽう、高浜市は、平成17年度、文部科学省から特別支援教育体制推進事業の指定を受け、高浜市特別支援教育連携協議会を母体に、高浜市独自の事業を展開した。特に、この事業を展開するにあたって、幼稚園・保育所の障害児保育の整備・推進と歩調を合わせ、就学前の幼稚園・保育所から小中学校を一貫させた総合的な特別支援体制を計画・実践をしたことにより、幼稚園・保育所と小学校との連携体制が整い、高浜市の特別支援教育の基盤が構築された。

以下は、高浜市特別支援教育連絡協議会の組織図である。

高浜市特別支援教育連携協議会 [事務局：市教委] 29名 <small>養護学校・福祉部・幼保小中学校・市民団体・保護者各代表</small>			
調査研究部会 ・チェック表の作成・改訂 ・実態調査集約	企画部会 ・個別支援計画の作成・改訂 ・活動報告集作成	研修啓発部会 ・リーフレット19版作成 ・校内研修企画	市コーディネーター ・各機関連携・支援整備 ・一般研修・講演企画
巡回訪問 ・専門家チーム（大学教授・コロニー支援員・養護学校相談員等）による指導・助言 ・市内専門家チーム（市内専門家職員養成研修・幼保小中連携・自校の中心的役割）	市内全4幼稚園・6保育園・1幼保園・5小学校・2中学校 ・校（園）内支援委員会 ・ケース検討会、校内研修会、特別支援教育コーディネーター、市内専門家（自校）、市スクールアシスタント、市通級担当、介助員	市アドバイザー ・市と区別支援アドバイザー、生徒指導相談員等による指導・助言・相談 ・市内各校専門家職員養成	
関係機関との連携 [福祉部] [子ども未来部] [病院] [各協力大学]			

特別支援における幼稚園・保育所と小学校との連携は、次のようである。

- ① 市教育委員会が特別支援を推進するために組織している特別支援教育連携協議会には、幼稚園・保育園の代表が委員として加わり、進捗状況や決定事項を各幼稚園・保育園の現場へフィードバックしている。
- ② 幼稚園・保育園の就学前支援ファイルを小学校・中学校の特別支援教育支援ファイルと一貫したものに統一し、同一の様式にまとめ、幼稚園・保育園からのスムーズな引継ぎを目指している。また、この記録した支援ファイルは専門家チーム・コーディネーター（各校）による巡回指導に使用している。
- ③ 園訪問・巡回指導は幼稚園だけでなく、保育園も対象としている。そのため、高浜市独自のチェック表で4幼稚園、6保育園、5小学校、2中学校の市内の全ての園や学校で実態調査を実施した。それをもとにすべての園に専門家による特別支援教育園訪問や巡回指導訪問が実施され、各小学校のコーディネーターや教育委員会のメインコーディネーターが参加し、ケース検討を行っている。
- ④ 平成18年度から高浜市教育委員会が設置する高浜市特別支援教育メインコーディネーターが連絡調整役になり、小学校や障害のある幼児の保護者との連携を図っている。
- ⑤ 平成20年度から小学校の巡回療育に幼稚園・保育園の園長または、前年度の担任が参加し、小学校で授業の様子を見て、指導について園での様子から参考意見を述べ、また、助言している。

2 「就学前支援ファイル」の作成

高浜市の特別支援教育づくりにあっては、市内の園・学校の支援体制に欠かせない保・幼→小→中と長期教育支援に役立てるための「特別支援ファイル」（表3）は、高浜市特別支援教育連絡協議会における調査研究協議のもとで作成し、改訂を重ねてきた。「就学前支援ファイル」は、「特別支援ファイル」の一部であり、就学前の幼稚園及び保育所が担う記録である。平成19年度から同一様式にまとめられ、幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな引継ぎを目指している。また、この記録した支援ファイルは専門家チーム・コーディネーター

(表3)

特別支援ファイル

カルテへ

長期教育支援計画へ

0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児

幼稚園・保育園							引継事項 ↓ 幼小
園名							
年度							
歳児組	0	1	2	3	4	5	
担任名							6
	幼0へ	幼1へ	幼2へ	幼3へ	幼4へ	幼5へ	幼6へ

	小学校						中学校		
学校名									
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3
組									
担任名									
	小1へ	小2へ	小3へ	小4へ	小5へ	小6へ	中1へ	中2へ	中3へ

小→中引継事項

中→高校・就労会社
引継事項

就学指導に係わる幼児・園児の個人票へ

就学指導に係わる児童・生徒の個人票へ

氏名

の巡回指導の際にも使用されている。

① 園児用「個人チェック表」

子どもの特性を把握し、その子に適した援助・指導方法を見つけるために高浜市独自の「個人チェック表」（表4）が作成されている。これは、在園児すべてを対象に実施される（乳児については、調査可能な項目のみ）。実施時期は、園児が環境に慣れて落ち着いて生活するようになった時期（ただし、気になる子どもについては随時）。このチェック表は、診断するものでなく、調査の結果から対象児の傾向を把握し指導・援助の手だてとするためのものであり、調査後は、就学前支援ファイルに綴っておく。

② 園児用「個別カルテ」

「個人チェック表」をもとに、「個別カルテ」（表5）を作成するかどうか、園毎に検討し決定する。決定のポイントは、「診断の下りている園児」「次年度に引き継ぐ必要のある園児」「顕著に集団生活が出来ない園児」「顕著に学習に遅れがある園児」である。前年度までにカルテが作成してある園児についても、担当が迷うようであれば、園で決定のポイントにそって再検討する。また、園・学校毎に発達障害をもつ園児・児童・生徒の実態を把握するとともに、高浜市全体の実態を把握するために、「カルテ作成児童生徒一覧表」を作成する。園児・児童生徒毎に、「診断の有無」について、また、「診断名及びチェック表から見られる傾向」の欄には基準点を越えた項目名を記載する。下表はカルテ作成園児の一覧（平成19年度）である。

保育園・幼稚園	3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	合計(人)
診断が下りている	1	7	10	18
診断が下りていない	14	20	9	43
カルテに記入の必要なし	3	6	8	17
(合計人数)	18	33	27	78

※「カルテに記入の必要なし」とは、前年度までにカルテが作成してあった園児である。

(表4)

高槻市・特別な教育的支援を必要とする園児に関するチェック表

園名	対象児イニシャル	男・女	学年	園児	年 月 日記入
園	生年月日	年 月 日	チェック書		

次の項目を読んで、幼児の行動について該当する印を付ける。
 ○よくある △ときどきある ×あてはまらない

群	項 目	チェック	番号記入・具体例(どんな場面で行うのか)
1	おしゃべりが話ごとんだりすれたりする		
2	1対1で話すとよくわかるが、集団の中では理解が悪い		
3	1対1でも言葉による理解が悪い		
4	尋ねられたことに対して答えがずれていたり、関係のないことを言ったりする		
5	他の子に比べて早発が顕用ではない		
6	運動すると体の動きがごこちない		
7	一人だけ指示と違う動きをとる		
8	保育者の話を聞かず突然話し出す		
9	一方的に話しておしゃべりが止まらぬ		
10	落ち着きがなく、すぐにその場をはなれる		
11	その場にいるが、ゴソゴソして集中できない		
12	ぼんやりしていることが多い		
13	周囲の状況にすぐに反応し注意が散漫になる		
14	カッとなりやすく興奮がおさまりにくい		
15	言葉の遅れがある		
16	オウム返しがある		
17	繰り返しが多い		
18	奇声を発する		
19	人とかかわることが苦手である		
20	次書と遊ぶときルールを守ることが苦手である		
21	活動の切り替えができない		
22	はじめでの活動や環境をかたくなにこぼむ		
23	こだわりや興味の違いがある		
24	感覚異常(視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚等が極端に敏感か鈍感)		
25	視線が合わない		

その他(特に顕著なもの、気になること、心配なことを具体的に記入)

<項目>

- 2…集団に向けて保育者が伝えると、一人だけ違う行動をしたり、行動が遅れたり、行動できずいたりする。
- 6…運動遊びをするとバランスよく身体を動かすことができない。
- 15…話し言葉に遅れがある。
- 1～ 7…LD
- 8～14…ADHD
- 15～25…高機能自閉症

（表5）

個人カルテ		平成 年 月 日	
氏名		生年月日	平成 年 月 日
保護者名			
住所	高浜市 町 丁目 番地		
連絡先			
家族構成			
家庭環境			
医療・健康情報 定期通院（かかりつけ医） 発作 生活上の留意点 その他 （健診結果・服薬検査等）			
生育歴 入園前の状況 入園時期 関連機関との連携 その他	平成 年 月 日（ 歳児クラス）		
特記事項 ① 好きなこと・もの ② 特徴的な行動・性格 ③ その他気になること			

③園児用「個別の指導計画」

高浜市の幼稚園・保育所では、全ての幼児を対象に、「(幼児用) 個別の指導計画」を作成する(表6)。園児の1年間の指導をどのようにしたら良いか、短期の手立ても考え記載する。また、学年末に、どこまでできるようになったかの評価と次年度への引継事項を記載する。そして、指導経過等が幼稚園・保育所→小学校→中学校→高等学校等就労まで継続して利用できることを目指している。

「個別の指導計画」の目的及び留意点は次のようである。

(1) 目的

個の指導計画は、一人ひとりの障害特性に応じて、成長発達を促すことを目的とする。幼児の実態・姿をとらえて理解し、ねらいを明確にすることで、適切な援助・配慮を考える手立てとする。実施するにあたっては、以下の点について留意した。

- ア. 障害のある幼児や配慮の必要な幼児について、短期目標を設定し、指導の目標や援助の方向を明確にする。また、次年度に引き継いでいく。
- イ. 保護者と懇談会を重ねていく中で、保護者のニーズを把握し、その幼児の教育について共にあゆむことを明確にする。

(2) 作成にあたって留意してきたこと

ア. 幼児の実態把握

幼児の実態を把握し、前月の反省から課題を見出す。そして、現在の幼児の姿・周りの幼児の姿をふまえた上で、ねらいや援助を考える。

イ. 書式について

専門家の意見を交えながら、実際に記入する中で、検討を重ねてきた。その結果、周りの幼児との育ちあいの成果を明らかにするためには、幼児の姿に加え、「周りの幼児の姿」についても記録しておく必要があり、それを記入する欄を設けた。また、生活面・遊び・対人関係のほか、個々に必要な面についてもねらいを立てる。

ウ. 共通理解

個々の指導計画をもとに保育者間での共通理解を図り、ケース検討を行

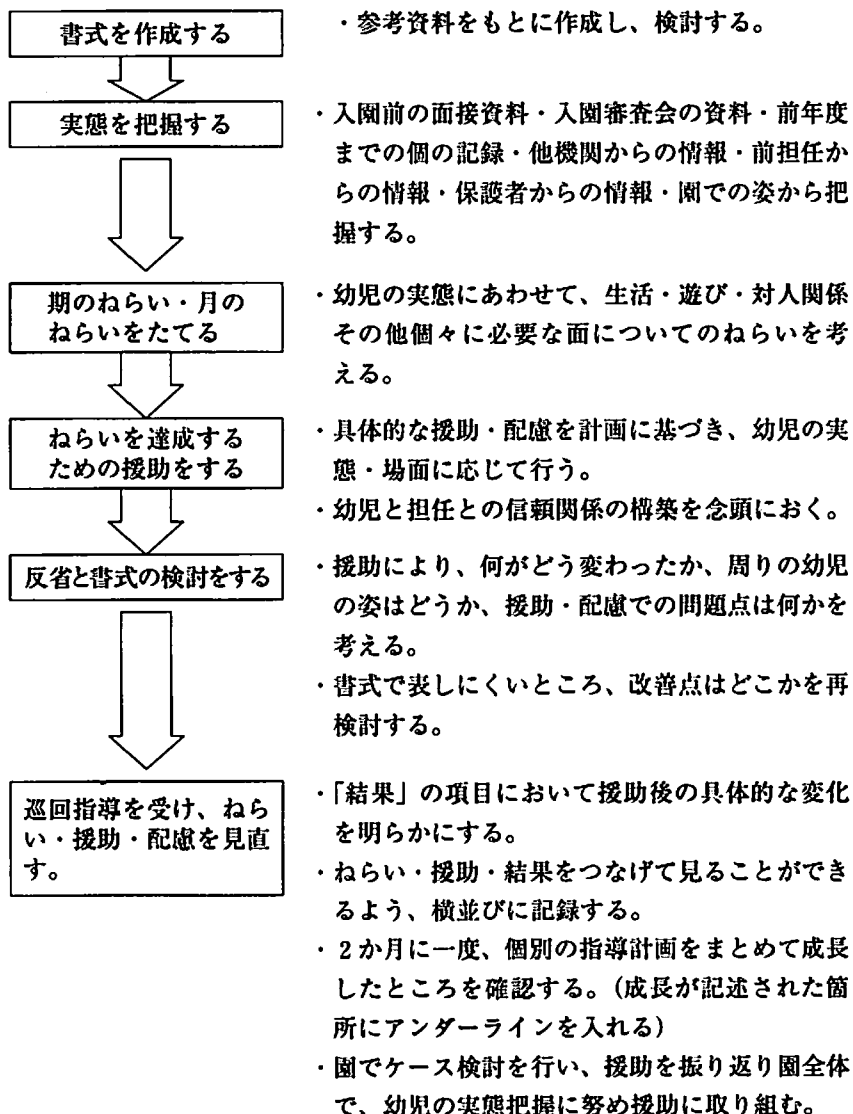
（表6）

個別の指導計画		国名	年次	
3歳児		担任名	年	月～月
<年間目標>			名前	

全学年 指導計画 の 進捗 状況				
	項目	目標	具体的な実施と振り返り	進捗の状況の振り返り結果
	1. 生活習慣の形成			
	2. 社会性			
	3. 言語			
	4. 身体運動			
	5. 学習態度			
6. その他				
4歳児 指導計画 の 進捗 状況				

うことで援助方法を見直していく。また、必要に応じて懇談会を設け、保護者のニーズを把握し、家庭との連携をはかっていく。

(3) 作成の手順



（４）「個別の指導計画」の意義

「個別の指導計画」の見直しを図りながら立案し、保育を行ってきた。その中で、以下のように、「個別の指導計画」を使うことの意義が明らかになってきた。

ア．援助内容を文字にして表すことにより援助方法が明確になり、援助しやすくなった。特に、経験の浅い職員にとっては、場面ごとの具体的な援助方法を立てることが容易になった。

イ．障害のある幼児の姿とその子を取り巻く周りの幼児の姿との両方に視点をおくことで、それぞれに配慮した援助方法を考えることができた。

ウ．障害のある幼児に対して、生活・遊び・対人関係など、場面ごとに援助方法を考えることで、今どこに重点をおいて援助をすることが大切なのか捉えやすかった。

エ．軽度発達障害の幼児は、成長が緩やかな分、小さな成長を見逃しがちだが、記録することによって、再度、幼児の姿や援助方法等を見直し考えることができた。その結果、幼児の小さな成長にも気づくことができるようになった。

オ．具体的に立案することで、職員・加配保育者間の共通理解が進んだ。また、専門家から具体的な意見をいただくことも容易になった。

「個別の指導計画」に記載されたことは、就学に際して、発達障害児の就学指導に活かされる（表7）。また、発達障害児だけでなく、子ども一人ひとりの様子を次の園や小学校へ引き継ぐ（表8）。「事実の記録」（表9）は、幼児の日常行動の中で、次年度への引継が必要な行動を記載する（記載者を記入）。

(表7)

様式1 秘 就学指導に係わる幼児・園児の個人票

		園名	組		番号
ふりがな氏名			生年月日	平成	年 月 日生
ふりがな保護者名		校所()	住所	高浜市町 丁目 -	
就学校名		小学校	障害の種類	<input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 身体不自由 <input type="checkbox"/> 精神・身体遅滞 <input type="checkbox"/> 複発 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> その他	
手帳		<input type="checkbox"/> 有 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 療養手帳 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	種 級	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 固定	診断名
生育歴・病歴					
生活	衣服				
	用便				
	食事				
遊び	運動・身体面				
	絵画				
	製作				
言語					
対人関係	集団への参加				
	情緒面				
その他(こだわり・特異的な行動)					
認知地図		認知図() 検査名() 検査日(平成 年 月 日)			
添削 見	保護者				
	学校等				

(記載者名:)

（表8）

幼→小	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">園名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">記載者</td> <td></td> </tr> </table>	園名		記載者		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">名 前</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	名 前	
園名								
記載者								
名 前								
	引き継ぎ事項							
生活面 (生活・食生活・睡眠・排泄・衣服・衛生・安全・生活習慣の形成)								
遊び (遊び・遊具・遊び場・遊び仲間・遊びの経験・遊びの楽しさ・遊びの意義)								
ことば (ことば・言葉・話し方・聞き方・言葉の理解・言葉の表現・言葉の遊び)								
対人関係 (対人関係・友達関係・先生関係・保護者関係・兄弟関係)								
周りの幼児との かわり								
その他 (その他・特別な事・保育者の気づき)								

(表9)

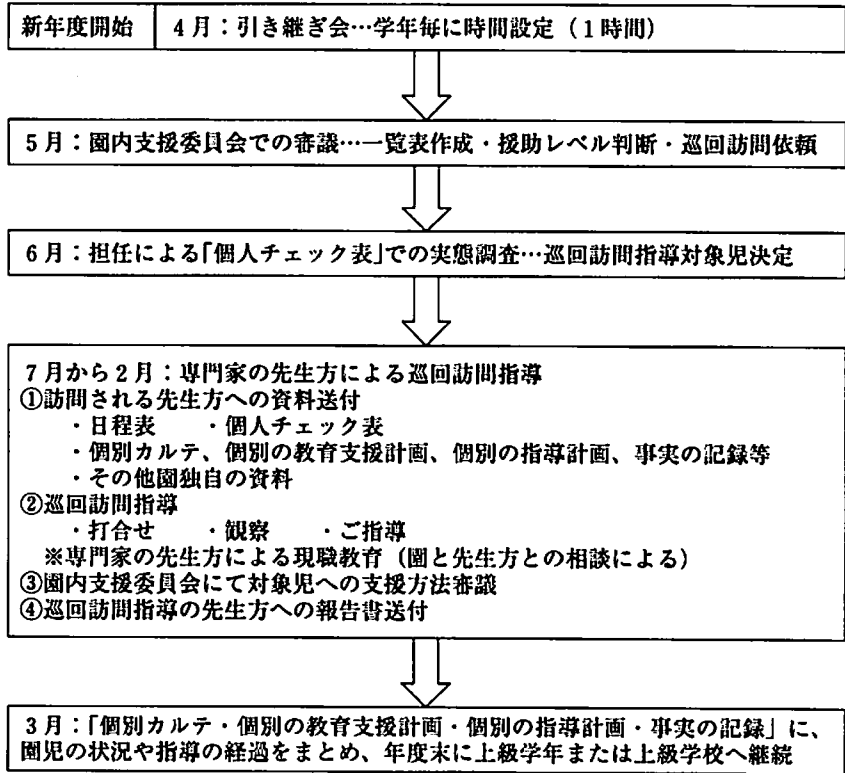
3歳児		
月 日	事実の記録(幼児の行動・保育者の援助及び環境構成)	専門医等の外部支援
12/12(火)		

3 巡回訪問指導

高浜市では、すべての幼稚園・保育所に専門家チーム（6名）による巡回指導訪問が実施（一園に年1～2回）されている。ここでは、高浜市の専門家職員（5名）も同行する。

① 巡回訪問指導の流れ

下図は、巡回訪問指導の流れである。



② 巡回訪問指導の活用

次いで、巡回訪問指導を保育実践に活かしている高浜市立A幼稚園の事例を取り上げる。

1 子どもの様子

- ・1歳半健診・3歳児健診で事後指導の必要があり、療育施設「みどり学園」

入所経験のある幼児が4名、他に発達の気になる子が5名入園している。

- ・自閉的傾向、情緒障害、ADHD傾向、知的発達の遅れなど症状はさまざまである。
- ・発達の遅れや障害の特性から、理解力に乏しく生活の仕方がわからない、ルールが守れない、集団行動がとれないなどがあり、場面ごとに個別の援助や指導が必要になってくる。

2 園内組織について

園長・主任が園内特別支援委員会の中心となり、園内で気になる子どもの実態を把握する。必要に応じて全職員がケース検討会に参加し、担任の投げかけにより問題点の抽出と対応について協議を行う。

3 指導の実際 一巡回訪問指導を通して一

(1) 児童の特徴

<3歳児 A子さんの場合>

- ・「風邪が怖い」と言い、登園してきてもなかなか母親と離れられない。
- ・外へ出るときに「風怖くない?」「お外大丈夫?」と何度も保育者に言う時がある。保育室にいる際、目をきょろきょろさせて音をじっと聞いている。
- ・好き嫌いが多く、野菜や初めてのものを全く口にしない。気分次第で食べる時もある。嫌いなものは、保育者が口まで持っていくと目をつぶり、手で口を押さえ拒否し、小刻みに震えることもある。(予想される障害名:情緒障害)

<5歳児 B子さんの場合>

- ・落ち着いて話が聴けず、保育者が「今は先生の話聞く時だよ」と話しても、自分の言いたいことがあると話し続けることがある。
- ・順番抜かしをしたり、友だちが邪魔になったりすると平気で押したりぶったりする。また、気に入らないと友だちを蹴ったりつばをかけたりし、トラブルになることが多い。相手の気持ちがわからない。
- ・年中や年少の部屋で遊んでいることが多く、自分の興味のある場所で遊びを楽しむ。戦いごっこや戦隊ものが好き。友だちとの言い合いの中で、どうにもならないと奇声をあげる。(予想される障害名:ADHD)

（2）巡回訪問で受けた指導

< 3歳児 A子さんの場合 >

① 「風邪を怖がる」ことについて

- ・本児が落ち着くように抱きしめたり「何でもないよ」と伝えたりして安心感を与えていく。また、落ち着ける場所や風が避けられるような場を作っていく。
- ・こだわりは本児の好きなこと・興味のあることなので、不安や恐怖となっているエネルギーを夢中になれる遊びへと向けていくようにする。

② 給食時の好き嫌いについて

- ・食べられない時の理由を探ったり、“みんなで食べるとおいしい、楽しい”という雰囲気づくりをする。食べれた時は十分褒めていく。

③ 情緒面について

- ・障害は見えてこない。ただこだわりがあり、情緒面の不安定さが気になる。精神的には1、2歳という幼さがあり、それは4、5歳に鳴門差が広がってくる。

< 5歳児 B子さんの場合 >

① 話が聴けない、規制がかかるとよりじっとしてられないについて

- ・保育者の近くに席を置き、目が届く距離を保つようにする。
- ・保育者の話を理解していないときは、個人的に言葉掛けを多くして自分にも指示されているのだと思えるようにする。

② トラブルについて

- ・叩いたことと叩かれたことは、別々のことだとのずれた認識がある。それも含め気持ちをよく聞き、なぜ叩いてしまったかを言葉にできるようにする。
- ・まわりの子どもに対しては、B子の行動に対して「どうしたらいいかな」ともちかけてみる。B子を肯定的に受け止め、保育者と子どもたちでB子を育てていくような態度で支援する。

③ 遊びについて

- ・ルールのある遊びがまだできていないので、鬼ごっこなどの単純な遊びから始めていく。

- ・社会の成り立ちを理解しにくいところが弱さであるので、社会性やコミュニケーションのとり方を教えていく。就学に向け、集団行動がとれるようにしていくこと。

- ・規制は「わかってよ」という気持ちが高ぶる状況の1つのパニックの姿。

4 指導を生かした具体的な工夫と工夫後の変容

<3歳児 A子さんの場合>

① 怖がったり不安そうにしている時は、本児の好きなプリキュアの話をしてしりして気持ちをそちらに向けるようにした。

- ・笑顔で登園してくるようになり、母親ともすぐに離れられるようになった。外へも進んで出ようとするようになった。

② 給食時にそばについて、プリキュアナドの話などをして楽しく食事ができるように心掛けた。

- ・好き嫌いはずぐには無くならないが、嫌いなものでも「プリキュアになりたい」と少しずつ食べようとするようになった。

③ 本児の発達を理解し丁寧にかかわる。

- ・安心感がもて友だちとのかかわりも増えて、楽しんで過ごす姿がある。

<5歳児 B子さんの場合>

① 名前を呼び、視線を合わせてから話しかけるようにした。

- ・視線が合うときは、自分に言われているのだと感じ、聞こうとする姿がみられるようになったがむらがあり、自分が話したいことがあるときは、抑えきれず強引に話を通そうとする。

② トラブルが起きた時はなぜそうなったのか聞き気持ちを受け止めるようにした。

- ・自分が嫌だったことを保育者に話そうとする姿が出てきた。

③ 本児が好きなドッチボールを一緒に楽しみ、友達も厚めみんなで遊ぶようにした。

- ・保育者がいることで積極的に楽しむようになってきている。また、友達と勝った喜びを共感している。

5 成果

<3歳児 A子さんの場合>

- ① 気持ちを変えるために興味関心のあるものを投げかけていくことで、「怖い」という気持ちから離れることができた。
- ② 給食は気分によっても違うが、プリキュアの話にはよく乗ってくるようになり、楽しい雰囲気食べる姿が見られるようになった。
- ③ 年齢や時期にこだわらず、正しく本児を理解することで、生活が安定してきた。

<5歳児 B子さんの場合>

- ① ドッチボールのルールを守って友達と遊ぶ楽しさが味わえるようになってきた。
- ② 戦いごっこが主であった遊びから、同年齢の子どもたちとの集団遊びの仲間に入るようになってきた。

6 今後の課題

- ・問題を抱える幼児の実態を保護者に対してどのように伝えるか、そのタイミングや話し方の難しさを実感している。まずは信頼関係の構築に努めたい。
- ・就学を控え、ある程度の時間は座って話が聞けるようにしていきたいが、障害の特徴から考えると難しいものもある。今後も引き続き個別に声をかけながら継続して支援していく。また、長期的に支援が必要になると思われるので、小学校への情報提供を十分行っていく。
- ・年齢が上がるにつれ、周りの子どもたちとの差が出てくることが予想され、今まで以上に個別の対応が必要となる。職員の配置に配慮していく。
- ・特別支援関係の話や書類は管理が重要で、現在の内部事情の中では話すタイミングが難しく簡単に話題にしたり、手軽に記録したりしにくい。特別支援ではあるが、構えず常に身近なこととして取り組めるようにしたい。
- ・正規の職員だけでなく、子どもに関わる全ての職員が気になる幼児の実態を把握できるようにするとともに、適切な援助ができるよう研修の機会をもてるシステムづくりが必要である。

4 今後の課題

高浜市では、平成17年度の文部科学省による幼稚園・保育所の障害児の受け入れと指導に関する研究事業の指定を契機に、幼稚園・保育所の特別支援体制づくりを進めてきた。そのなかで、現在、今後の課題として次のことがあげられる。

(1) 保育者の保育力向上

- ・統合保育の経験が浅い保育者が多く、幼児の発達の捉え方・援助方法など保育者の知識・技術面での未熟な面が明らかとなったため、ケース検討や専門家からの指導の機会を増やして資質向上に努めていく。
- ・保護者の障害受容をどのようにサポートしていくかを考える。

(2) 支援のネットワーク化

- ・学校を所管する教育委員会と幼稚園・保育所を所管することも未来部と就労を支援する福祉部との間で電子化が同じ速度で進まない現状がある。
- ・子どもから高齢者までの一貫した支援体制は、市長のマニフェスト事業で市の重要政策のひとつである。平成21年度には福祉・教育・就労までのネットワークを構築する構想がある。

このため、福祉部、教育委員会、こども未来部が一丸となって幼児期から成年期まで一貫した支援体制の確立を目指すことが必要である。

(3) 各関係機関とのスムーズな連携

- ・小学校側が必要とする情報と幼稚園側が伝えたい情報に乖離があるため、話し合いを進め、幼児の実態を明確に捉え、情報の共有化、共通理解をしていくことが必要である。
- ・各機関のよりよい連携の方法やあり方を探り、乳幼児健診を行う保健福祉グループ、発達相談・子ども相談等を行う地域福祉グループとの連携を強化し、情報の共有化をする。
- ・相談窓口の一本化を図る。

おわりに

従来の特殊教育制度から新たな特別支援教育制度への転換に伴い、この間、

全国の各都道府県・市町村では、積極的に特別支援教育体制推進事業が展開されてきた。しかし、ここでは、義務教育段階の小中学校の体制整備に重点が置かれ、幼稚園と高校に関して、今ようやく着手されだしたにすぎない。また、就学前の特別支援体制づくりは、学校とは異なり、幼稚園と保育所は制度・行政が異なる上にそれぞれ公私立に別れ、幼保が一体となって進めることはむろん、就学前の幼稚園・保育園と小学校とが連携して取り組みを進めることは至難の業だと言わなければならない。そのなかで、高浜市の幼稚園・保育所における特別支援体制づくりは、就学前の全ての公私を含む幼稚園・保育所・認定こども園で実施されるとともに、小中学校との密接な連携システムを確立ししつつあるきわめて稀な例であるが、今後の市町村における特別支援体制構築への可能かつ実効的なモデルを提供するものといえる。

従来、保育所には、長年にわたる障害児保育の蓄積があるものの、幼稚園については、私立の一部の園で障害児を受け入れてきたことを除けば、公立では市町村に委ねられ、その制度的基盤はきわめて弱く、幼稚園全体としては障害児保育についての一般性に欠けるきらいがあった。このような状況の中で、新たな特別支援教育の始まりは、とりわけ、幼稚園に障害児の教育を責務として課するとともに、従来の特殊教育対象の障害児に準じた保育所の障害児保育に対しても画期的な転換を迫るものである。幼稚園では、学校教育法の一部改正や改正幼稚園教育要領で、一挙に、従来の障害に加え、新たに軽度発達障害（可能性のある場合も）をも含む広範な障害を対象とすることになった¹¹⁾。いっぽう、障害児保育を制度化してきた厚生労働省は、今日、従来、対象としてきた障害児だけでなく、遅れのある子どもに取り組むことを今後の課題として次のように言っている¹²⁾。「遅れのある子どもとは、障害児に限らず通常より手がかかる子ども（言葉の遅れ、知能の遅れ、行動の遅れ、運動の遅れ）を含めて支援が必要な子どもを指す。支援を必要とする原因は問わず、「遅れ」の実態に着目する。」ことが必要で、〈現状の課題〉として、「1. 「遅れのある子ども」への支援については、担当保育士の加配（交付税措置）が行われているものの、支援方法が確立されていない。2. 発達過程、ライフサイクルに応じた支援方法の確立が必要。」であり、〈課題への対応〉として「1. 保育上の問題点につ

いてケースカンファレンスを行なうとともに、ケース記録の蓄積が必要。2. ケース事例集、対応マニュアル等の作成により、今後の支援方法の礎とすることが必要。」であるとしている。

このように、特別支援教育の始まりは、幼稚園・保育所の両者に新たな障害児や発達上の困難を抱える広範囲な乳幼児にたいする保育を要請している。そのなかで、発達障害やその可能性のある乳幼児に対する地域保育体制と乳幼児期から生涯にわたる支援体制をどのように構築していくのかということが問われはじめている。高浜市の取り組みは、まさにその先端を行くものと言えよう。

注

- 1) 「通常学級における軽度発達障害児の実態と支援」『愛知県立大学文学部論集（児童教育学科編）』第55号、平成19年3月、PP.69-88
- 2) 「地域における特別支援体制づくり」『愛知県立大学文学部論集』第56号、平成20年3月、PP.73-95
- ※ 本論は、下記の高浜市教育委員会等の諸資料(3)～(10)に基づく。資料の記述に重複があるため、引用については明記せず、筆者が整理して記述した。本論の背景には、平成18年度愛知県立大学の「小学校への見通しをもった幼稚園教員養成～「高浜市プロジェクト」連携して～」が文部科学省の「質の高い教員養成推進プログラム（「教員養成G.P.」）」に採択され、本学と高浜市とで様々な相互の連携協力した活動を行ってきた。そのなかで、筆者は高浜市の幼稚園・保育所の巡回訪問指導に参加し、また、多岐にわたり、高浜市の特別支援体制づくりについて見聞してきたことがあげられる。
- 3) 高浜市こども未来部子育て施設グループ「平成17年度・18年度幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」全17ページ
- 4) 高浜市教育委員会「平成18年度 特別支援教育体制推進事業 活動報告書」全74ページ
- 5) 高浜市教育委員会「平成19年度 特別支援教育体制推進事業 活動報告書」全64ページ
- 6) 高浜市教育委員会学校経営グループ「高浜市特別支援教育ハンドブック第1号（平成18年度版）」全36ページ
- 7) 高浜市教育委員会学校経営グループ「特別支援ファイル」全24ページ
- 8) 平成20年度 第1回高浜市特別支援教育連携協議会資料（平成20年7月2日）
- 9) 内藤宮子「高浜市における障害児の就学前指導」（日本保育学会第61回大会、学会準備委員会企画シンポジウムⅣ「特別支援教育の始まりと就学前支援」平成20年5月18日、名古屋市立大学）
- 10) 内藤宮子「高浜市における特別支援教育一就学前支援について」（日本LD学会公開シンポジウム「特別支援教育における連続性の構築～幼児期から思春期に至る～、平成20年11月15日、名城大学）

- 11) 新「幼稚園教育要領」では、「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」としている。

岐阜大学の全国の市区町村教育委員会や公立幼稚園に対するアンケート調査（全国の公立幼稚園のうち、回答のあった619箇所における全幼児数に対する割合＜回答率66.1%＞）によれば、障害の診断のある発達の遅れやかたよりが気になる園児数は、「障害の診断がある園児」2.3%（その5割は自閉症）、「発達の遅れやかたよりが気になる園児」2.9%で、計5.2%である。

- 12) 義本博司（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長）「障害児保育の現状と今後の課題」（日本保育学会第61回大会、学会準備委員会企画シンポジウムⅣ「特別支援教育の始まりと就学前支援」平成20年5月18日、名古屋市立大学）

新「保育所保育指針」（平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号）の「第4章 保育の計画及び評価」「1 保育の計画」「(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項」では、「ウ 障害のある子どもの保育（ア）障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。（イ）保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。（ウ）家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。（エ）専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。」としている。

下図は、障害児を受け入れている保育所及び幼児数を表したものである。

